

どこでも災害・避難情報サービス利用規約

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）は、当社が別途定める Xi サービス契約約款又は FOMA サービス契約約款、5G サービス契約約款（以下総称して「契約約款」といいます。）のほか、この「どこでも災害・避難情報サービス利用規約」（以下「本規約」といい、以下契約約款と本規約を併せて「本規約等」といいます。）を定め、本規約等により「どこでも災害・避難情報サービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第1条 （規約の適用）

本規約は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の關係に契約約款とともに適用されます。本規約の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

第2条 （用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。なお、本規約に定めのない用語の意味は、契約約款に定める用語の意味に従うものとします。

- ① Xi/FOMA/5G 契約： 契約約款に定める Xi 契約、Xi ユビキタス契約、FOMA 契約又は FOMA ユビキタス契約、5G 契約の総称をいいます。
- ② Xi/FOMA/5G 契約者： 契約約款に定める Xi 契約者、Xi ユビキタス契約者、FOMA 契約者又は FOMA ユビキタス契約者、5G 契約の総称をいいます。
- ③ 利用契約： 当社から本サービスの提供を受けるための本規約等に基づく契約をいいます。
- ④ サービス契約者： Xi/FOMA/5G 契約者のうち、当社との間で利用契約を締結した者をいいます。
- ⑤ 本サービスサイト： 本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト<<https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/doc/odemo-saigaihinan-joho/>>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）をいいます。なお、本規約において本サービスサイト上に定めることとしている条件については、本サービスサイト上の定め（本サービスサイト上の定めが変更された場合は変更後のものとします。）も、本規約の一部を構成し、本規約の内容に含まれるものとします。
- ⑥ 対応端末： 当社が本サービスを利用することができる自営端末設備として別途本サービスサイト上で指定する端末をいいます。

第3条 (本サービスの内容等)

- (1) 本サービスは、本サービス専用のウェブサイト（以下「本サイト」といいます。）上で、サービス契約者に事前に対象地域を登録いただくことで、災害時に当該対象地域の災害関連情報等を配信したことを当社からサービス契約者に SMS(ショートメッセージサービスをいいます。以下同じ。) で通知するサービスであり、災害時における避難支援を目的としたものです。その詳細は、本サービスサイト上に定めるとおりとします。なお、対応端末の種別、サービス契約者の契約状態等によっては、利用できる機能に制限がある場合があります。
- (2) 本サービスは無料で利用いただけます。但し、本サービスの利用にかかる Xi/FOMA/5G 契約に基づく通信料等は、サービス契約者の負担となります。
- (3) 本サービスの利用には、対応端末が必要となります。
- (4) 本サービスの利用可能地域（以下「利用可能地域」といいます。）は日本国内とします。サービス契約者は本サービスを利用可能地域以外の地域でも利用できる場合がありますが、当社は、当該地域での本サービスの利用について何ら保証するものではなく、当該地域で本サービスを利用したことによりサービス契約者に損害が生じたとしても責任を負いません。

第4条 (利用契約の成立)

利用契約は、本サービスの利用を希望する Xi/FOMA/5G 契約者が、本サイト上で本規約の内容に同意した時点をもって、成立するものとします。

第5条 (ドコモ回線 d アカウント等)

- (1) 本サービスの利用には、モバイル通信（FOMA 契約又は FOMA ユビキタス契約に基づくモバイル通信を除きます。）で利用いただく場合を除き、当社が別途定める d アカウント規約（以下「d アカウント規約」といいます。）に基づき当社が発行したドコモ回線 d アカウント（以下「ドコモ回線 d アカウント」といいます。）の ID 及びパスワード（以下「ドコモ回線 d アカウント等」といいます。）又は生体認証による認証が必要です。
- (2) 本サービスの利用に必要なドコモ回線 d アカウント等の取扱いに関する条件は、d アカウント規約に定めるところによります。
- (3) 当社は、ドコモ回線 d アカウント等又は生体認証による認証を経ることなく本サービスの利用が開始されたときは、対応端末が接続された契約約款に定める契約者回線に係る Xi/FOMA/5G 契約者がこれを利用したものとみなします。

第6条 (NW 暗証番号)

- (1) モバイル通信 (FOMA 契約又は FOMA ユビキタス契約に基づくモバイル通信を除きます。) により本サービスを利用いただくときは、当社が Xi/FOMA/5G 契約に基づき発行するネットワーク暗証番号 (以下「NW 暗証番号」といいます。) の入力が必要となります。
- (2) 当社は、本サービスの利用において NW 暗証番号が入力された場合は、対応端末が接続された契約約款に定める契約者回線に係る Xi/FOMA/5G 契約者がこれを利用したものとみなします。NW 暗証番号の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はサービス契約者が負うものとし、当社は責任を負いません。
- (3) NW 暗証番号が不正に利用されたことにより、当社に損害が生じた場合、サービス契約者は、当社に対してその損害を賠償するものとします。

第7条 (知的財産権等)

本サービスに関連して、又は本サービスを通じてサービス契約者に提供される情報・コンテンツ等 (以下「本サービスコンテンツ等」といいます。) に係る著作権等の知的財産権その他一切の権利は、当社又は第三者に帰属します。利用契約の締結は、サービス契約者に対してこれらに関する何らの権利を移転するものではなく、サービス契約者は、利用契約に基づく本サービスの利用に必要な範囲に限って、本サービスコンテンツ等を使用することができるものとします。

第8条 (禁止事項)

サービス契約者は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- ① 当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ② 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ③ 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ④ 事実と反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
- ⑤ 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑥ 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑦ コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、若しくは

本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある行為

- ⑧ ドコモ回線 d アカウント等又は NW 暗証番号を不正に使用する行為
- ⑨ 本サービスコンテンツ等について、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含みます。）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本サービスコンテンツ等を第 7 条（知的財産権等）に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為
- ⑩ 本サービスコンテンツ等について、改変若しくは改ざんを行い、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）を行う行為
- ⑪ 本サービスコンテンツ等に付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、又は変更する行為
- ⑫ 契約約款に基づき Xi/FOMA/5G 契約者に課せられる義務に違反する行為、又はそのおそれのある行為
- ⑬ その他当社が不適切と判断する行為

第9条 （個人情報）

当社は、本サービスの提供にあたり、サービス契約者から取得する個人情報を、次に掲げる目的その他当社が別に定める「プライバシーポリシー」<<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/>>（当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）に掲げる目的で当該目的達成に必要な範囲で利用します。

- ① サービス契約者が FOMA/Xi/5G 契約者であるか認証する目的
- ② 本サービスにおける SMS をサービス契約者に送信する目的

第10条 （利用中止）

- (1) 当社は、契約約款に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断し、サービス契約者による本サービスの利用を中止させることがあります。

- ① 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
- ② 本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
- ③ 本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
- ④ 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
- ⑤ 当社の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。

- (2) 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービス

の利用の制限等を行うことができるものとします。

第11条 (利用停止)

当社は、契約約款に定める場合のほか、サービス契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、サービス契約者による本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

- ① 第8条（禁止事項）に違反したとき。
- ② 当社に対して事実と反する内容の届出又は通知をしたとき。
- ③ 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき。
- ④ その他本規約等に違反したとき。
- ⑤ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第12条 (利用契約の解除)

当社は、契約約款に定める場合のほか、サービス契約者が次の各号の一に該当すると当社が判断したときは、利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- ① 第8条（禁止事項）に違反したとき。
- ② 本規約等に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- ③ 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。
- ④ 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき。
- ⑤ その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

第13条 (本サービスの変更、廃止等)

当社は、サービス契約者へ事前の通知を行うことにより、本サービスの全部又は一部を変更又は廃止することができるものとします。

第14条 (利用契約の終了)

- (1) サービス契約者と当社との間の本サービスに係る Xi/FOMA/5G 契約が終了した場合、又は、契約約款に基づく Xi/FOMA/5G 契約の名義変更、改番がされた場合は、当該時点をもって利用契約も自動的に終了するものとします。
- (2) 本サービスが廃止された場合は、当該終了又は廃止の時点をもって利用契約も自動的に終了するものとします。

第15条 (損害賠償の制限)

- (1) 当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかった場合の当社が負う損害賠償責任の範囲等は、契約約款に定めるところに従います。
- (2) 前項の場合以外の場合において、当社がサービス契約者に対して損害賠償責任を負うときであっても、当社がサービス契約者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）に限られるものとし、かつ、サービス契約者が利用する契約約款に定める Xi/FOMA/5G 契約の1か月分の基本使用料相当額（サービス契約者が当該料金を無料とする施策の適用を受ける場合は、当該施策適用前の料金額とします。）を上限とします。
- (3) 当社の故意又は重大な過失により本サービス契約者に損害を与えた場合は、前項の定めは適用しません。

第16条 (免責)

- (1) お客様は、本規約等の内容を理解した上で、本サービスをお客様自身の責任で利用するものとします。
- (2) 当社は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、通信の輻輳、電波状況、システムの障害等に関連して、本サービスにおける SMS の配信等が遅延し、又は、SMS の配信等が行われないことに等によりお客様に生じた損害について、責任を負わないものとします。
- (3) 当社は、本サービスの内容及び結果について、その完全性、正確性、安全性、信頼性、即時性、目的適合性又は有用性等につき、何ら保証するものではなく、これらに関連してサービス契約者に損害が生じたとしても責任を負いません。

第17条 (通知)

- (1) 当社は、本サービスに関するサービス契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
 - ① サービス契約者が契約約款に基づき当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
 - ② サービス契約者がドコモ回線 d アカウントとして利用されているメールアドレス又は d アカウント規約に基づく予備メールアドレスとして登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知
 - ③ サービス契約者が利用する契約約款に定める sp モード電子メール若しくは i モード電子メール（当社が別途定める sp モードご利用細則若しくは i モードご利用規則に基づくメッセージ R（リクエスト）及び sp モードメール若しくは i モ

ードメールを指します。)のメールアドレスへの通知又は契約約款に定めるショートメッセージ通信モード(SMS)による通知

④ その他当社が適当と判断する方法

- (2) 前項各号に掲げる方法によるサービス契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
- (3) 当社は、第(1)項各号に掲げる方法のほか、本サービスサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関するサービス契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を本サービスサイト上に掲載した時点をもって当該通知がサービス契約者に対してなされたものとみなします。

第18条 (残存効)

利用契約が終了した後も、第9条(個人情報)、第15条(損害賠償の制限)及び第21条(契約約款の適用)の定めはなお有効に存続するものとします。

第19条 (反社会的勢力の排除)

- (1) サービス契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
- ① 自ら(法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」といいます。)であること。
 - ② サービス契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ③ サービス契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ④ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑥ サービス契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) サービス契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
- ① 暴力的な要求行為

- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

第20条 （規約の変更）

当社は、本サービスサイト上に掲載する方法によって、あらかじめサービス契約者に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合は、当該変更後の本規約が適用されます。

第21条 （契約約款の適用）

本サービスの利用に関し、本規約に定めのない事項については、契約約款の定めが適用されるものとします。

附則（2021年6月1日）

本規約は、2021年6月1日から実施します。

附則（2021年9月14日）

この改定規約は、2021年9月14日から実施します。

附則（2022年2月16日）

この改訂規約は、2022年2月16日から実施します。